

47FA 公益目的事業等活動支援金 交付要項の一部変更について

■変更の理由

公益法人制度改革に伴い、公益財団に移行する方針を決定した JFA では、総額約 10 億円の「47FA 公益目的事業等活動支援金」の交付にあたり、計画書や収支予算書の提出等を、これまで以上により厳密に各都道府県サッカー協会にお願いしている。

その実績の審査についても、より慎重に行うことを目的に、事業年度が終了した翌年度の 4 月 10 日までに、総額約 10 億円分の実績報告書及び収支計算書を、支出を証する書類のコピーと共に提出して頂き、それを約 5 か月間かけて審査する予定であった。

審査後、一部、各都道府県サッカー協会における未使用の金額等があった場合は、翌年度の支援金から、前年度分の確定差額分を減額するという方針で、交付要項を作成し、昨年 2010 年 9 月の理事会で承認頂いた。

しかし、その後の公益財団への移行に向けた関係各所との調整の中で、当該支援金の処理について、前年度の支援金差額を翌年度に相殺(減額)することが、公益財団としての会計の明確性の観点から、不適切と判断される可能性があることが判明し、今回の要項の変更を行うものである。

■変更の概要

①2011 年度の支援金は、迅速に実績報告の確認をし、2012 年 4 月 10 日までに確定額を算出する。もし、活動が計画通り行われず、前年 3 月の決定額と、最終の確定額(実際に使った金額)に差額が生じた場合は、返金するものとする。

②そのため、2011 年度の支援対象事業の実績報告書の提出について、当初 2012 年 4 月 10 日までの年に1度の提出であったが、9 月末/1 月末/3 月末までにそれぞれ終了した事業作目毎に、計3回に分けて提出してもらう。

(都道府県サッカー協会/JFA 双方の年度末に集中する事務処理の軽減のため)

■変更の内容

次頁以降を参照。

■変更箇所①

【旧】

(交付要項 3頁)

07. 申請・支払・報告手続き

5)実績報告

支援対象事業が全て終了した後 30 日以内に、もしくは、支援対象事業の一部が年度末まで開催されている場合は、翌年の 4 月 10 日(土日祝日の場合はその翌日)までに、別紙様式2に基づき、支出を証する書類のコピーを添付の上、「47FA 支援金実績報告書」を提出すること。

【新】

07. 申請・支払・報告手続き

5)実績報告

支援対象事業の実績報告は、次の 3 回に分けて行うものとし、別紙様式2に基づき、支出を証する書類のコピーを添付の上、を提出すること。

■第1期／報告書提出

期日:2011 年 10 月 25 日(火)

対象:2011 年 9 月末日までに「事業細目」に掲げた全ての計画が終了している事業
(9 月末日までに、各事業収支予算書に掲げた対象活動が全て終わった事業)

提出: ①第1期 47FA 公益目的事業等活動支援金 実績報告書(鑑)

②事業細目別事業報告書

③事業細目別活動メニュー報告書

④事業細目別収支計算書

■第2期／報告書提出

期日:2012 年 2 月 24 日(金)

対象:2012 年 1 月末日までに「事業細目」に掲げた全ての計画が終了している事業
(1 月末日までに、各事業収支予算書に掲げた対象活動が全て終わった事業)

提出: ①第2期 47FA 公益目的事業等活動支援金 実績報告書(鑑)

②事業細目別事業報告書

③事業細目別活動メニュー報告書

④事業細目別収支計算書

■最終／報告書提出

期日:2012 年 4 月 5 日(木)

対象:2012 年 2 月以降に計画の全てが終了した「事業細目」の事業
(3 月末日までに、各事業収支予算書に掲げた対象活動が全て終わった事業)

提出: ①2011 年度最終 47FA 公益目的事業等活動支援金 実績報告書(鑑)

②事業細目別事業報告書

③事業細目別活動メニュー報告書

④事業細目別収支計算書

■変更箇所②

【旧】

(交付要項 3頁)

07. 申請・支払・報告手続き

6)実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、支援金が交付された翌年の 8 月までに、47FA 支援金額の最終確定を行う。申請時よりも対象事業が縮小して支援金が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFA は 47FA 支援金の確定額が、交付決定額に対して、減額して確定する場合がある。その場合は、減額して確定した支援金の翌年度の支援金の限度額から、その差額分を返金するものとする。

【新】

07. 申請・支払・報告手続き

6)実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、原則として、支援金が交付された翌年の 4 月 10 日までに、47FA 支援金額の最終確定を行う。申請時よりも対象事業が縮小して支援金が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFA は 47FA 支援金の確定額が、交付決定額に対して、減額して確定する場合がある(支援金額は当該年度中に減額計上)。また、その場合は、支援金の差額分を返金するものとする。また、実績報告書の提出遅れ等で、支出内容が確認できず、明確に確定額が出せない場合等は、翌年度の支援金の減額等を行う場合がある。

以上